

魚津市公告第17号

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者を募集するので、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

魚津市長 村椿 晃

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者を募集します。

募集に係る要項は別添のとおりです。

本公告に関する問い合わせは以下のとおりとする。

魚津市民生部社会福祉課 福祉係
TEL (0765) 23-1005 FAX (0765) 23-1055

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に
係る整備運営事業者公募要項

令和4年4月

魚津市

目 次

<募集要項本文>

1	公募の趣旨	1
2	公募等のスケジュール	1
3	児童発達支援センター整備概要	2
4	整備予定地	3
5	整備費に対する補助（予定）	5
6	人員基準、設備基準	6
7	応募資格	8
8	質問書の提出	8
9	公募参加方法	8
10	提案書の提出	9
11	審査・選定方法	10
12	申込み・問合せ先	12

<様式>

様式 1	質問書
様式 2	参加申込書
様式 3	辞退届
様式 4	提案書
様式 5	新施設運営に係る3年間の収支予算書
様式 6	法人等調書
様式 7	現在実施している事業の概要
様式 8	法人代表者履歴書
様式 9	法人役員・評議員名簿
様式 10	誓約書

1 公募の趣旨

国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、児童発達支援センターは各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本としております。

新川圏域では、魚津市立つくし学園が福祉型児童発達支援センターの指定を受けており、新川圏域の中核的な療育支援施設としてサービスの充実を図っていますが、施設の老朽化が進んでおり、今後長期にわたる運営が困難となっています。

本公募は、老朽化が進む魚津市立つくし学園を令和6年3月末をもって廃止とし、新たに魚津市所有地を活用して児童発達支援センターを整備するとともに、民間法人が有するノウハウや専門知識を活かして、障害児通所支援サービス量の確保とサービスの質の向上を図るため、児童発達支援センターを設置運営する事業者を公募し、プロポーザル方式で選定するものです。

2 公募等のスケジュール

公募及び事業のスケジュールは次のとおりです。

No.	項目	日程	手続等
1	公募要項の公表	令和4年4月12日(火)	魚津市のホームページに掲載します。
2	要項等に関する質疑受付	令和4年4月12日(火) ～ 4月18日(月)	質問書[様式1]をメールにより提出してください。
3	要項等に関する質疑への回答	令和4年4月25日(月)	質問・回答内容は、魚津市ホームページに掲載します。
4	参加申込書受付	令和4年4月13日(水) ～ 4月25日(月)	参加申込書[様式2]をメールにより提出ください。
5	提案資料等の提出	令和4年4月26日(火) ～ 5月18日(水)	提案書[様式4]に関係書類を添えて提出してください。
6	提案書プレゼンテーション審査	令和4年5月下旬	
7	審査結果の通知及び優先交渉権者等の公表	令和4年5月下旬	
8	協定の締結	令和4年6月上旬	
9	新たな児童発達支援センターの開設	令和6年4月	※富山県及び魚津市の指定を受けてください。

3 児童発達支援センター整備概要

(1) 整備施設

児童発達支援センター 1箇所

(2) 実施する障害児通所支援の種類及び対象者

魚津市立つくし学園が取り組んできた児童発達支援事業の継承を基本とし次のア～エを実施するものとします。なお、今後関係法令等の改正により支援の名称が変更される可能性があります。支援の内容は従前どおりです。

なお、つくし学園で実施している事業等は別紙資料のとおりです。

ア 児童発達支援・・・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

イ 保育所等訪問支援・・・保育所その他の児童が集団生活を営む施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児

ウ 居宅訪問型児童発達支援・・・重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、外出することが著しく困難であると認められた障害児

エ 障害児相談支援、計画相談支援・・・障害児通所給付決定又は障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

(3) 児童発達支援の利用定員

24人程度

(4) 開所日

祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、月曜日から金曜日まで

(5) 開所時間

午前8時30分から午後4時30分まで（8時間）

(6) 児童発達支援の延長支援

開所時間の前後の時間において30分以上実施

(7) 児童発達支援の給食

児童発達支援センター内の調理室を使用して、センター調理による給食を提供

(8) 児童発達支援の送迎バス

送迎が必要な障害児に対して送迎バスによる送迎を実施

※運営法人においてバス等を調達し、送迎を実施すること

(9) 利用料以外の負担金

保護者の経済的負担を最小限とするよう努めること

(10) 特別な支援を要する子ども及び保護者への対応

医療的ケア児及びその保護者への対応に係る支援体制を整備すること

(11) 開設時期

令和6年4月

(12) 併設施設

協議により、同一敷地内で、障害福祉サービス施設、障害児通所支援施設、福祉関連施設等を整備・運営することができますが、審査対象には含まれません。

(13) 福祉避難所

この施設は、災害が発生又は発生する恐れが高い場合において、市が、必要があると認めたときは、センターに福祉避難所を開設できるものとします。建物完成後に「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結するものとし、令和4年8月頃には協定締結に向けた覚書を交わすことを予定しています。

4 整備予定地

(1) 所在地 魚津市大海寺野 1373 番地 1、1375 番地、1376 番地、1377 番地
(旧上野方小学校敷地内)

(2) 敷地面積 2,400 m²程度 (※約 60m×約 40m程度)

市道石垣新大海寺野線沿いで、市道大海寺野線 30 号線とは約 6 m離れます。

※詳しくは位置図をご覧ください。

(3) 地目 学校用地

(4) 用途区域 無指定

(5) 道路幅員及び接面状況等 東：市道石垣新大海寺野線、道路幅員 5 m程度

(6) 所有者及び用地の取扱い

市有地については、無償貸与を予定しています。用地の一部にある私有地は、市が運営法人によるセンター開設前に購入し、又は、引き続き借り上げるなどした上で、運営法人に無償貸与を予定しています。貸付期間は別途協議の上、決定します。

(7) 現状

旧上野方小学校の校舎及びプールが設置されています。今後、旧上野方小学校の校舎等が解体された後に、児童発達支援センターのための造成工事の施工が可能となります。

(8) 立ち入り

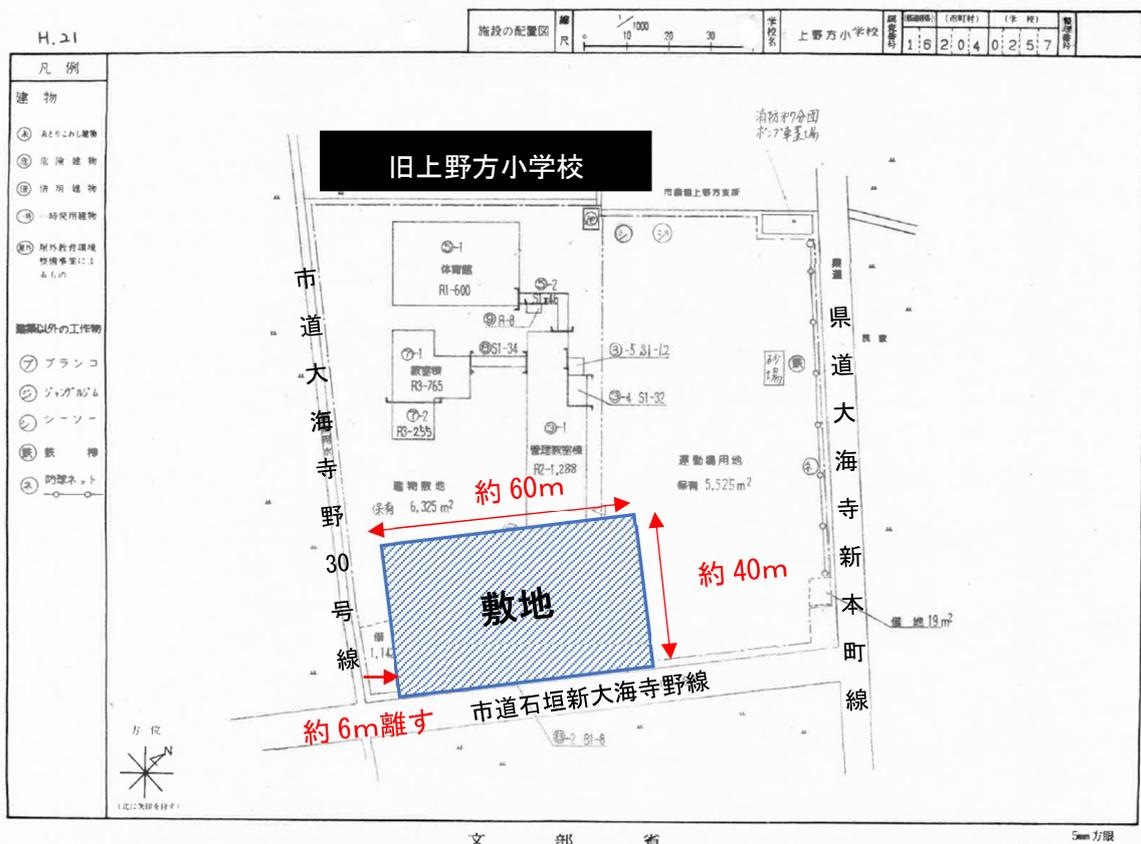
整備予定地の旧上野方小学校グラウンドについては、どなたでも自由に立ち入る

ことになります。

(9) 位置図



(10) 供給施設状況



供給施設	引込状況	事業所名
電気	引込可	北陸電力(株)
上水道	引込可	魚津市水道事業
下水道	引込可	魚津市下水道事業

5 整備費に対する補助（予定）

（1）社会福祉施設等施設整備費補助（国及び県）

本事業は、国の社会福祉施設等施設整備費に基づく、富山県障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助の補助協議対象となります。

なお、施設整備費の補助を利用する場合には、別途補助協議が必要になります。また、活用できる補助制度は、国及び県の予算状況により変更する場合があります。

ア 補助基準額（令和3年度参考単価、定員21～40人の場合）

児童発達支援センター本体	105,500千円
・相談支援、障害児相談支援整備加算	9,150千円
・居宅訪問型児童発達支援、保育所訪問支援整備加算	6,060千円
・避難スペース整備加算	35,100千円

イ 負担割合 国 1/2、県 1/4、法人 1/4

ウ 補助金内示・着工までのスケジュール

時期	内容
令和4年8月頃	令和5年度社会福祉施設等施設整備費補助金に係る要望調査
令和5年3月頃	国庫補助協議書提出
令和5年度	内示（7月頃）、土地貸付契約、施設整備事業に係る入札 工事請負契約締結、工事着工

エ その他

この補助制度（補助基準額を含む。）については、本公募時点では検討中のものであり、確定していません。したがって、実際の交付単価を保証するものではありませんが、事業計画作成に当たっては、上記単価等を使用してください。

（2）魚津市からの補助（予定）

施設整備に際し、魚津市独自に次の条件で補助を行う予定です。提出書類「キ資金計画書（償還計画を含む）」に申請予定額を記載してください。

対象経費	補助率	上限（千円）
①～④の合計から国県補助金を除いた額	2分の1	50,000
①設計業務委託費		
②工事監理業務委託費		
③建設工事費		
④園庭、外構、バス車庫、駐車場整備費		

※なお、この補助は市議会の議決を前提としていますので公募時点で確定していません。議会での審議は令和4年度中の見込みです。

6 人員基準、設備基準

人員、施設整備等にあたっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）のほか、関係法令等による基準により施設等を整備してください。

(1) 人員基準

ア 児童発達支援センター

従業者	嘱託医	1人以上
	児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
	調理員	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）	

イ 保育所等訪問支援

従業者	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数
	児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること）
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（上記訪問支援員及び児童発達支援管理者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可）	

ウ 居宅訪問型児童発達支援

従業者	訪問支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問支援を行うために必要な数 ・ 障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等
	児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること）
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（上記訪問支援員及び児童発達支援管理者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可）	

※多機能型事業所に関する特例

- ・ 多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の職務に専従するものとし、指定障害児通所支援事業所ごとに配置される従業者間での兼務を可能とする。

エ障害児相談支援、計画相談支援

従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ・ 1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

(2) 設備基準

ア児童発達支援センター

指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員は、おおむね10人 ・ 障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上
屋外遊戯場、医務室、相談室	
調理室、便所	
静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合
その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等	

イ保育所等訪問支援

専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の事務室が望ましい（他の事業と同一の事務室も可） ・ 利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する
その他、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること	

ウ居宅訪問型児童発達支援

専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の事務室が望ましい（他の事業と同一の事務室も可） ・ 利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する
その他、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること	

※多機能型事業所に関する特例

- ・多機能型業所の設備については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

7 応募資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 富山県内において児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に定める児童発達支援の運営実績がある法人で、法人として運営実績が 3 年以上あること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項各号に定める事項に該当しないこと。
- (4) 法人の役員又はその長に、魚津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者がいないこと。
- (5) 法人に法人税、消費税及び地方消費税並びに市税等の滞納がなく、本法人の役員又はその長に市税等の滞納がある者がいないこと。
- (6) 法人全体の財務内容について、直近 3 会計期間連続して損失を計上していないこと。
- (7) 法人全体の財務内容について、直近 2 会計期間中いずれの期間も債務超過となっていないこと。

8 質問書の提出

質問は、質問書[様式 1]により、電子メールで社会福祉課あてに送信してください。メール送信後、必ず電話により送信確認をしてください。

- (1) 質問書の提出期間

令和 4 年 4 月 12 日（火）～ 4 月 18 日（月）午後 5 時 15 分まで

- (2) 送付先メールアドレス

syafuku@city.uzoju.lg.jp

- (3) 質問に対する回答

令和 4 年 4 月 25 日（月）質問及び回答について魚津市ホームページに掲載します。

9 公募参加方法

参加申込書[様式 2]により、電子メールで社会福祉課あてに送信ください。なお、メール送信後、必ず電話により送信確認をしてください。

参加申込書[様式 2]の提出がない場合は、提案書の提出はできません。

- (1) 申込書の提出期間

令和4年4月13日（水）～4月25日（月）午後5時15分まで

(2) 辞退の手続き

辞退届[様式3]により、電子メールで社会福祉課あてに送信してください。

10 提案書の提出

提案書に関係書類を添えて、社会福祉課に提出してください。

(1) 提出期間

令和4年4月26日（火）～5月18日（水）午後5時15分必着

(2) 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、提出期限必着としますので、一般書留、簡易書留等配達記録の確認できる方法で送付してください。

(3) 提出書類のサイズ及び提出部数

書類のサイズはA4版縦とします。ただし、図面等はA4サイズに収まるよう折り込むなどしてください。

提出部数は、正本1部及び副本9部です。

(4) 提出書類

ア 提案書[様式4]

提案は、後記11(4)の審査項目ごとの評価視点を参考として作成してください。

イ 建物の配置図

建物の形状、敷地全体の土地使用状況が分かるものをA3版で作成してください。

ウ 計画平面図

設計業者が作成した平面図を提出してください。補助金申請に必要な設計図書は要しません。

応募に必要な図面は、施設のレイアウトが分かる平面図です。便器、手洗い設備、収納、医務室、調理設備等についても可能な限り記載し、縮尺を明記のうえ、A3版で作成してください。また、保育室、遊戯室については、内法面積を記載してください。

施設の平面図は、審査結果通知後に、市又は富山県との協議により変更となる場合があります。

エ 計画平面図の面積計算書一覧

- オ 工程表
- カ 新施設運営に係る3年間の収支予算書[様式5]
- キ 資金計画書(償還計画を含む)
- ク 法人等調書[様式6]
- ケ 現在実施している事業の概要[様式7]
- コ 法人の履歴事項全部証明書
- サ 定款
- シ 法人代表者履歴書[様式8]
- ス 法人役員・評議員名簿[様式9]
- セ 意思決定機関の議決が確認できる書類(理事会の議事録等)
- ソ 直近3年間の決算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)
※児童発達支援以外の事業を含む法人全体の財務内容の分かる決算書類
- タ 誓約書[様式10]
- チ 法人に所在市町村の滞納がないことの証明書
- ツ 法人の施設運営の考え方、取組、実勢等に関する資料
※パンフレット等を添付
- テ プレゼンテーション審査用資料

(5) 提出書類の取扱い

- ア 提案書等の提出書類は、返却しないものとします。
- イ 提出書類は、プロポーザルのために使用し、複製、頒布等することができるものとします。
- ウ 契約候補者の提出書類は、公開することができるものとします。ただし、それ以外の者の提出書類は、原則非公開としますが、魚津市情報公開条例(平成16年条例第7号)の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非開示情報を除き、開示することができるものとします。

11 審査・選定方法

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者選定委員会により、提案内容等について総合的に審査し、優先交渉権者の選定を行います。

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 書類審査

本要項に規定する条件等について、下記の審査項目に基づき応募書類により審査します。

(3) 面接審査

1 事業者あたり 20 分程度のヒアリングを行います。法人の概要や新たに整備する施設の特色などについての説明を受け、下記の審査項目に基づき、審査します。

(4) 審査項目

事業者選定は、次の審査項目に基づき行います。

No.	審査項目	主な評価視点
1	法人の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉の理念を十分に理解した法人運営が期待できるか。 ・役員構成や財政運営状況が適正であり、健全で安定した運営が期待できるか。 ・既に運営している障害児通所支援等の福祉事業の運営状況は評価できるか。
2	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数の障害児を受け入れるため、十分な施設の面積が確保されているか。 ・敷地が有効に活用され、施設の配置計画は適切か。 ・児童発達支援のサービス向上のための工夫がなされているか。 ・駐車場や送迎バスに関する動線確保は十分検討されているか。 ・建設計画、建設費、資金調達は適正か。
3	施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項で定める定員設定となっているか。 ・開所時間や延長支援が適正に確保されているか。 ・施設運営に係る収支計画は適正なものとなっているか。
4	支援内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・新川圏域の療育の状況を十分理解した提案となっているか。 ・療育課程や支援計画は十分期待できるか。 ・療育の質の向上や改善のための取組について十分検討されているか。 ・医療的ケア児の受入れ、支援体制などが十分検討されているか。 ・新川圏域の障害児の受け皿となることを十分理解しているか。 ・送迎バスの運行計画は、通所者のニーズに応えるものになっているか。
5	給食	<ul style="list-style-type: none"> ・給食が確保できる計画となっているか。 ・献立に対する工夫は十分期待できるか。 ・アレルギー等のある子どもへの対応は十分検討されているか。
6	安全・衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故や災害、不審者に対する対策が十分検討されているか。 ・児童や職員の衛生・健康管理の対策が十分検討されているか。
7	職員の配置・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、計画相談支援の提供に必要な職員を確保する見込みとなっており、法令等で定める基準を満たした配置計画となっているか。 ・医療的ケア児の受入れのために必要な看護師を確保する見込みがあるか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修計画が策定されているか。 ・職員に対する助言体制を十分に取れているか。 ・仕事と家庭の両立支援等就業継続に向けた待遇や定期昇給等の処遇など十分な福利厚生制度があるか。 ・職員について、健康管理等に対する取組が提案されているか。
8	保護者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の保護者との連絡方法や保護者からの相談対応方法等、保護者との意思疎通、共通理解を得るための取組が提案されているか。 ・保護者等からの苦情処理の体制が具体的に示されているか。
9	情報管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティの管理について、職員研修を実施する等情報漏えい防止に対する取組が提案されているか。 ・保護者や子どものプライバシー保護の取組について、組織として具体的に提案されているか。
10	自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特色があり、実効性のある提案となっているか。

(5) 選定結果の公表

選定結果については、参加者全員に通知するとともに、審査の公平性、透明性を期すため、結果を魚津市ホームページに掲載します。

12 申込み・問合せ先

<p>担 当：魚津市民生部社会福祉課福祉係 所在地：〒937-8555 魚津市积迦堂一丁目 10 番 1 号 電 話：0765-23-1005 F A X：0765-23-1055 Eメール：syafuku@city.uozu.lg.jp</p>

【資料】

魚津市立つくし学園で実施している事業等

(1) 児童通所支援事業等

サービスの種類等	実績等
ア 児童発達支援 (定員 20 名)	R2. 4 月 登録 27 人 (うち、医ケア児 3 人) R3. 4 月 登録 29 人 (うち、医ケア児 7 人) 月平均利用人数 R1 年度：25 人、R2 年度：約 26 人、
イ 保育所等訪問支援	月平均利用人数 R1 年度：約 16 人、R2 年度：約 17 人
ウ 居宅訪問型児童発達支援	R4. 3 月時点 1 人 (R3. 12 月指定)
エ 障害児相談支援、 計画相談支援	【障害児相談支援】 月平均件数 (請求ベース) R1 年度：約 8 件、R2 年度：約 10 件 【計画相談支援】 年間件数 (請求ベース) R1 年度：約 1 件、R2 年度：約 3 件

(2) 障害児療育支援事業

現在、富山県の事業である障害児等療育支援事業を自主事業として受託し、新川圏域の障害児等の相談を実施している。

事業内容		利用実績 (延べ)
訪問療育等指導事業	相談・指導を希望する在宅障害児の家庭に定期的もしくは随時訪問し、相談・指導を行う。	R1 年度 15 件 R2 年度 0 件
外来療育等指導事業	在宅の障害児及び保護者に対し、外来の方法により、相談・指導を行う。	個別指導 R1 年度 473 件 R2 年度 465 件
		グループ R1 年度 77 回 (309) R2 年度 42 回 (188)
施設支援療育等指導事業	障害児通所事業所及び保育所等の職員に対し、在宅障害児の療育に関する技術の指導を行う。	R1 年度 89 件 R2 年度 147 件

(3) 医療的ケア児等交流促進事業

現在、富山県の事業である医療的ケア児等交流促進事業を自主事業として受託し、医療的ケア児や保護者等の交流や相談等を、年数回行っている。

(4) 送迎バスの状況

朝、夕 1 回ずつ送迎バスを運行

【経由地点】

朝…入善町 1 カ所 (大阪屋ショップ入善店)、黒部市 2 カ所 (総合体育館、地鉄石田駅)
夕…放課後等デイサービス事業 (2 カ所程度)、黒部市 2 カ所 (総合体育館、地鉄石田駅)、入善町 1 カ所 (大阪屋ショップ入善店)、

【利用人数】 朝…約 5 名 (1 回あたり)、夕…約 11 名 (1 回あたり)

様式 1

本質問書を次の送付先までお送りください。

【送付先】 Eメール：syafuku@city.uzo.lg.jp

【提出期間】 令和4年4月12日（火）～4月18日（月）午後5時15分まで

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者公募
質 問 書

令和 年 月 日

魚津市長 あて

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者公募に関し、次のとおり質問します。

応募法人	所在地	
	法人名	
	代表者名	
担当責任者	部署・職名	
	氏名	
	連絡先	電 話： F A X： Eメール：
質問内容		

様式 2

本参加申込書を次の送付先までお送りください。

【送付先】 Eメール：syafuku@city.uozu.lg.jp

【提出期間】 令和4年4月13日（水）～4月25日（月）午後5時15分まで

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者公募 参加申込書

令和 年 月 日

魚津市長 あて

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者公募に参加します。

応募法人	所在地	
	法人名	
	代表者名	
担当責任者	部署・職名	
	氏名	
	連絡先	電話： F A X： Eメール：

様式 3

本辞退届を次の送付先までお送りください。

【送付先】 Eメール：syafuku@city.uozu.lg.jp

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者公募
辞 退 届

令和 年 月 日

魚津市長 あて

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者公募について、
参加を辞退します。

応募法人	所在地	
	法人名	
	代表者名	
担当責任者	部署・職名	
	氏名	
	連絡先	電 話： F A X： Eメール：

様式 4

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者公募
提 案 書

令和 年 月 日

魚津市長 あて

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者公募について、
下記のとおり提案します。

応募法人	所在地	
	法人名	
	代表者名	
担当責任者	部署・職名	
	氏名	
	連絡先	電 話 : F A X : Eメール :
プレゼンテーション 出席者	職名・氏名	
	職名・氏名	
	職名・氏名	

1 施設整備等提案

(1) 施設整備について

※予定している建物や園庭の特徴など独自の創意工夫や提案したい内容、その他特にアピールしたい事項を記入してください。

(2) 立地について

※整備用地の利用予定、予定している施設の周辺住民に対する対応、送迎車両の対応等について記入してください。

(3) 駐車場の確保

計画車両台数	台	(うち職員用車両台数	台)
--------	---	------------	----

(4) 施設建設計画

建物の構造	建物の構造	造	階建て		
	耐火建築物	・	準耐火建築物	・	その他 ()
面積等	延床面積	m ²	(1階	m ² 、2階	m ²)
	建ぺい率	%	容積率	%	

(5) 施設の運営

受入予定児童数	人
受入予定児童数の考え方	
開園時間	
延長支援	

2 支援内容等提案

(1) 支援内容等について

基本理念	※新施設の基本的な理念や方針（特に大切にしたいことなど）を記入してください。
基本目標	※どのような方針や目標を設定するのか具体的に記入してください。

支援内容	<p>※児童発達支援センターとして実施する具体的な内容について記入してください。また、延長支援や医療的ケア児の受入れ、支援体制などをどのように考えているか記入してください。</p> <p>その他、特筆すべきことがあれば記入してください。</p>
新川圏域の障害児の受入れについて	<p>※新川圏域の障害児の受け皿となることについて、どのような療育をしたいと考えているのか記入してください。</p>
送迎バスの運行について	<p>※通所者の送迎ニーズに応えるバスの運行について、どのように計画しているのか記入してください。</p>

(2) 給食について

※給食の確保の状況、給食の内容、調理業務及び食育に対する基本的な考え方や取り組みなどについて記入してください。また、食物アレルギー等給食に配慮を要する子どもへの対応について記入してください。その他、特筆すべきことがあれば記入してください。

(3) 安全・衛生管理について

※危機管理体制や事故防止対策の体制づくりや訓練について具体的に記入してください。また、子どもや職員の健康管理の取り組み及び衛生管理や感染症対策について具体的に記入してください。その他、特筆すべきことがあれば記入してください。

(4) 職員の確保・配置計画について

※児童発達支援において、児童発達支援管理者、児童指導員、保育士及びその他職員を、保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においては訪問支援員を、障害児相談支援・計画相談支援においては相談支援専門員をどのように配置するか、人数や考え方を記入してください。また、それらの職員をどのように確保するか、考え方を記入してください。その他、特筆すべきことがあれば記入してください。

(5) 職員の育成・研修計画について

※職員の資質向上のため、体系的・計画的に研修を実施、参加するための考え方や取組みについて記入してください。その他、特筆すべきことがあれば記入してください。

3 保護者対応提案

(1) 保護者への対応・苦情解決について

※保護者との信頼関係を築くため、保護者との連携や個人面談・保育参観、苦情解決などの取組みについての考え方や具体的な方法を記入してください。

(2) 保護者へのサービス利用料以外の徴収金について

※保護者のサービス利用料金以外の徴収金の考え方や具体的内容などについて記入してください。

4 情報管理等提案

※情報セキュリティの管理やプライバシー保護について、職員研修を実施する等情報漏えい防止に対する取組みについて記入してください。

5 自主事業等の提案

※自主事業について、実施する事業等を記入ください。

新施設運営に係る 3 年間の収支予算書

収入の部		支出の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 給付費収入	0	1 人件費支出	0
		01 職員給与	
		02 職員諸手当	
		03 非常勤職員給与	
		04 法定福利費	
2 サービス利用料収入	0		
3 その他収入	0	2 事務費支出	0
		01 福利厚生費	
		02 旅費交通費	
		03 研修費	
		04 消耗品費	
		05 印刷製本費	
		06 燃料費	
		07 備品購入費	
		08 修繕費	
		09 通信運搬費	
		10 会議費	
		11 広報費	
		12 業務委託費	
		13 手数料	
		14 損害保険料	
		15 賃借料	
		16 租税公課	
		17 雑費	
		3 事業費支出	0
		01 給食費	
		02 保健衛生費	
		03 被服費	
		04 材料費	
		05 水道光熱費	
		06 燃料費	
		07 器具什器費	
		08 備品購入費	
		09 賃借料	
		10 雑費	
		4 特別支出	0
		01 人件費引当金繰入	
		02 修繕費引当繰入金	
		03 備品等購入引当金繰入	
		5 償還金	0
		01 借入金償還金	
		02 借入金償還金利息	
		6 当期繰越金	0
合 計		合 計	

前期繰越金		当期繰越金	0
-------	--	-------	---

繰越金合計	0
-------	---

※新施設運営に係る 3 年間の収支予算書を作成すること。

様式 6

法人等調書

1 法人の運営方針等について

※貴法人の基本理念や応募動機、事業の継続性などについて記入してください。

2 事業実績について

※貴法人が既に運営されている社会福祉事業の状況や特徴について記入してください。

様式 7

現在実施している事業の概要

事業の 実施 内容	施設又は事業の種別	名称	管理者氏名	定員	事業開始年月日	職員数	所在市町名		
		社会福祉・ 児童福祉事業							
公益事業									
収益事業									

※指定管理者を含みます。

※パンフレット等があれば添付してください。

様式 8

法人代表者履歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな		生年月日
氏名		
ふりがな		電話番号
現住所 (自宅)		() —
ふりがな		電話番号
連絡先 (自宅以外)		() —

経 歴	
<最終学歴>	
<職 歴>	
<他の法人の役員への就任状況>	
<社会福祉関係活動歴>	
<地域代表関係活動歴>	

賞 罰	

様式 8

＜記 入 例＞
 法人代表者履歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな		生年月日
氏 名		
ふりがな		電話番号
現住所 (自宅)		() —
ふりがな		電話番号
連絡先 (自宅以外)		() —

経 歴	
＜最終学歴＞ 昭和〇〇年〇月	〇〇大学〇〇学部〇〇学科卒業
＜職 歴＞ 昭和〇〇年〇月 昭和〇〇年〇月 平成〇〇月～現在 平成〇〇年〇月～現在	(株)〇〇〇入社 (〇〇〇の販売業) (株)〇〇〇退社 〇〇〇を開業し、代表取締役就任 (株)〇〇〇専務取締役就任
＜他の法人の役員への就任状況＞ 平成〇〇年〇月～現在 平成〇〇年〇月～現在	社会福祉法人〇〇会理事 財団法人〇〇会理事
＜社会福祉関係活動歴＞ 昭和〇〇年〇月～現在 平成〇〇年〇月～現在	民生委員・児童委員 社会福祉法人〇〇〇福社会理事
＜地域代表関係活動歴＞ 平成〇〇年〇月～現在 平成〇〇年〇月～現在	〇〇〇自治会役員 〇〇〇地区連合会副会長

賞 罰	
	なし

【評議員】

(定数) 人 (任期) 年 月 日～ 年 月 日

	職名	氏名	生年月日	年齢	住所	職業等（公職を含む）	現職就任年月日	当初就任年月日	親族等の特殊関係の有無	他の社会福祉法人役員就任の有無
1	評議員									
2	評議員									
3	評議員									
4	評議員									
5	評議員									
6	評議員									
7	評議員									
8	評議員									
9	評議員									
10	評議員									

補足説明事項

1 親族等の特殊関係者がある場合には、その関係：
 2 他の社会福祉法人の役員に就任している者については、その法人の名称及び所在地、役職名：
 3 欠員がある場合は、今後の対応：

様式 10

誓 約 書

令和 年 月 日

魚津市長 あて

(応募事業者)

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

以下の事項について、虚偽の申請でないことを誓約します。

- 1 本法人は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、魚津市における競争入札等の参加を制限されていないこと。
- 2 本法人の役員又はその長に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団員等と密接な関係がある者がいないこと。
- 3 本法人に法人税、消費税及び地方消費税並びに市税等の滞納がなく、本法人の役員又はその長に、市税等の滞納がある者がいないこと。